平成２７年（フ）第７０号
茨城県水戸市西原２丁目３番７号　カーサ松ヶ丘Ａ棟101号
債務者　松田　裕明
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９７号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町15番地
債務者　岩本清美こと　李　　清美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
兵庫県姫路市北条252番地12　市営北条住宅９棟07号
債務者　藤原由隆こと　藤原　　豊(旧姓山根)
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９号
鳥取県東伯郡北栄町弓原37番地５
債務者　上野　淳一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第９３号
広島市南区翠５丁目７番５－304号
債務者　白駒　妙子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２４号
広島市佐伯区藤垂園６番４－202号
債務者　泉　ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３号
大分県別府市大字鶴見3794番地64
債務者　雪　　健二
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
大分県別府市石垣西４丁目３番37号　南原荘８号
債務者　雪　　恭三
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
福岡県嘉麻市漆生1036番地７　稲築大坪団地91号
債務者　別府　正行
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２４号
福岡県嘉麻市漆生1036番地７　稲築大坪団地91号
債務者　別府けい子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８０号
大分市賀来南１丁目１番79－202号　第２由布コーポ
債務者　小野　幸公
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
千葉県柏市西原５丁目２番40－109号
債務者　平昭　成一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３号
千葉県松戸市常盤平陣屋前11番地の５　常盤平ニューハイツ103号
債務者　遠藤　惣藏
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８８号
千葉県松戸市馬橋2917番地　ブライトハウス205号
債務者　上平のり子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１号
山口県周南市大字久米974番地の９
債務者　亀田　信子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第２４号
山口県宇部市中村２丁目７番17号むべの里博愛園
債務者　小川　秀明
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市元中野町３丁目６番30号　コーポウイングＮｏ６－202
債務者　松崎　淨男
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部